

# 建設業者の皆様へ

2025年（令和7年）1月24日

## 建設業法施行令一部改正のお知らせ

建設業法施行令の一部改正により、建設業法上の金額要件が改正され、2025年（令和7年）2月1日から施行されます。

つきましては、本市（上下水道局を含む。）においても、2025年（令和7年）2月1日以降、次のとおり運用を改正します。なお、入札公告については、開札日が2025年（令和7年）2月1日以降となるものについて、改正後の建設業法施行令を適用して公告を行います。

### ○ 改正の概要

#### ① 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の引上げ

建築一式工事以外の建設工事 4,500万円以上 → 5,000万円以上  
建築一式工事 7,000万円以上 → 8,000万円以上

#### ② 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の引上げ

建築一式工事以外の建設工事 4,000万円以上 → 4,500万円以上  
建築一式工事 8,000万円以上 → 9,000万円以上

※本市発注工事における現場代理人の兼任を認める金額要件についても、2025年（令和7年）2月1日以降、建築一式工事以外は4,000万円未満から4,500万円未満に、建築一式工事は8,000万円未満から9,000万円未満に変更します。

#### 問い合わせ先

福山市建設局建設管理部建設政策課（契約担当）〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1076 FAX 084-926-9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市上下水道局経営管理部管財契約課 〒720-8526 広島県福山市古野上町15番25号

TEL 084-928-1503 FAX 084-928-1631

メールアドレス kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp